

令和3年度第4回
大阪市都市計画審議会
会議録

日 時 令和4年3月23日（水）
午前10時00分
場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

令和3年度第4回大阪市都市計画審議会会議録

○日時 令和4年3月23日(水) 午前10時00分開会

○場所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

○議題 議第273号 「大阪都市計画公園の変更について」

○出席委員 26名(欠は欠席者)

会長	橋爪 紳也	委員	大西 しょういち
会長職務代理者	岡井 有佳		西 拓郎
委員	宇都宮 浄人		藤田 あきら
	岡田 昌彰		宮脇 希
	小川 亮		高見 亮
	加我 宏之		杉村 幸太郎
	黒坂 則子		藤岡 寛和
欠	佐藤 由美		小山 光明
	上善 恒雄		山田 正和
	高岡 伸一		永井 広幸
	田村 匡	欠	足高 将司
	中嶋 節子	欠	森山 よしひさ
	鍋島 美奈子		多賀谷 俊史
	松中 亮治		山中 智子
	吉田 長裕		

開会 午前10時00分

○幹事(藤川) それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第4回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めてございます大阪市計画調整局都市計画課長の藤川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげます。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

なお、学識経験者の佐藤委員、市会議員の足高委員、森山委員におかれましては、本日も欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本審議会は、原則ペーパーレスで実施させていただいております。資料をダウンロードされていない委員の方におかれましては、メールボックスを開いていただきまして、事前に事務局からお送りしましたメールに記載のURLをクリックしていただけますでしょうか。URLをクリックしますと、ブラウザもしくはドロップボックスのアプリが起動し、ファイルが表示されます。ご不明の場合は、お近くの職員にお声をおかけいただけますでしょうか。ファイルに書類番号を付しておりますので、あらかじめダウンロードしてきていただいた委員の方々もご一緒にご確認をお願いします。

書類番号①会議次第、書類番号②委員名簿、そして本日も審議いただきます予定の書類番号③議第273号議案書でございます。以上3点、おそろいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では議第273号につきましては、29名中26名の委員の方々がお出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、橋爪会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○橋爪会長 議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、大阪市都市計画審議会運営規程第9条の規定により、上善委員と宮脇委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がありましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第273号「大阪都市計画公園の変更について」です。本議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（山田） 幹事の計画部長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第273号「大阪都市計画公園の変更」についてご説明いたします。

議案の説明に入る前に、本議案の対象となる矢田教育の森公園のあります矢田南部地域のまちづくりのこれまでの取り組みについてご説明いたします。

前のスクリーンをご覧ください。

矢田南部地域は、東住吉区矢田5丁目地内に位置しており、西側を都市計画道路の豊里矢田線、南側を一級河川の和和川と隣接する地域となっております。本地域におきましては、昭和40年代より様々な公共施設が建設されてきましたが、事業終了などに伴いまして順次供用が廃止され、約3.5ヘクタールの未活用となっている市有地が集積しており、その一部では貸し付けなどにより暫定的な利用がなされているものの、長期間活用されていないために地域のにぎわいが喪失し、防犯・防災上の影響も懸念されてきました。

このような中、未活用となっている市有地につきまして、まちづくりに資する一体的な活用を図ることを目的に、平成27年に東住吉区役所と関係局によるプロジェクトチームを立ち上げ、検討を開始しました。

その後、平成29年5月から6月にかけて、公園や道路、未活用となっている市有地で構成される一団の市有地の利活用案や事業手法につきまして、民間の意向等を把握し、地域課題の解消に繋がる活用案の策定に役立てるため、マーケットサウンディング調査を行ったところ、未活用となっている市有地は個別ではなく一体的な活用の方が、民間市場のニーズが高く、その場合、道路、公園の再配置が必要ということが明らかとなりました。

このマーケットサウンディングの調査結果を踏まえまして、プロジェクトチームにおける検討をさらに進め、一団の市有地約5.5ヘクタールの区域を対象とします、「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」の素案をとりまとめ、その素案につきまして、平成29年12月に住民説明会を実施するとともに、平成30年1月から2月にかけてパブリック・コメント手続きを行い、平成30年6月に東住吉区におきまして本ビジョンを策定いたしました。

本ビジョンは、「周辺住環境との調和がとれつつ、新たなにぎわいと活力を創出できる空間」を矢田南部地域における将来像として定めまして、その将来像を実現するための5つのまちづくり方針と5つのまちづくり戦略を掲げ、これによりまして、矢田南部地域の魅力を向上させ、にぎわいを創出し、交流を促進するまちづくりを行うこととしております。また、土地利用ゾーニングの考え方におきましては、矢田南部地域を幹線道路に隣接します西側のエリアと、周辺の住環境に隣接します東側のエリアに分けまして、西側は主に多様な主体が集まるエリアとして「にぎわいのゾーン」として位置づけ、地域のにぎわいをもたらすことができる施設を配置、また、東側は主に周辺の住環境との調和を考慮するエリアといたしまして「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」として位置づけ、憩いとうるおいを感じる魅力ある空間やスポーツに親しむことができる空間の形成を図ることとしております。

本ビジョンに掲げる将来像の実現にあたりましては、単なる市有地の売却ではなく、公募型プロポーザル方式により開発事業予定者を募集することといたしました。

主な開発条件といたしましては、本ビジョンに沿った提案とすること、道路や公園の公共施設の再配置を行うこと、周辺住民等の利便性が向上する施設等を設置することとし、加えて、公共施設の再配置を図る開発手法として土地区画整理事業を活用すること、また、事業者として考える用途地域などの変更案についても提案が可能などとして、令和2年10月より開発事業予定者の募集を開始し、令和3年4月に「GLP大阪市東住吉区まちづくり特定目的会社」を開発事業予定者として決定いたしました。

開発事業予定者の提案では、「にぎわいのゾーン」に、地域のにぎわいをもたらす物流施設と商業施設を配置するとともに、「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」には、住居系の地域との緩衝帯としての機能を備え、大和川沿いの既存公園と一体的に利用可能となるように公園を配置するといった内容でございました。

その後、提案内容につきまして、開発事業予定者が道路や公園などの公共施設管理者と協議、調整を行い、公園の整備計画案を作成してまいりました。今回の公園の整備計画案につきましては、本市といたしましては公園の面積が、現在の約1.4ヘクタールから、北側と南側を合わせて約1.6ヘクタールに増加することや、公園の配置が、本ビジョンにおける土地利用ゾーニングに沿ったものであり、西側にある幹線道路や物流・商業施設と、東側にある住宅地との緩衝帯としての役割を果たすとともに、既存公園とのネットワーク化によりまして大和川河川敷と一体的な空間が確保されること、また、公

園施設につきましては、北側の公園において、既存の公園機能を継承し、主に幼児や児童・高齢者などが楽しめる空間を確保すること、南側の公園において、多目的なスポーツが楽しめる広場を確保することなどによりまして、本ビジョンの実現に資するとともに、公園機能が向上する点を評価し、「公園」の都市計画変更案を作成するに至った次第でございます。

なお、公園施設の整備内容の詳細につきましては、引き続き開発事業予定者と公共施設管理者が協議、調整を行ったうえで、決定していくこととしてございます。

それでは、今回の議案についてご説明いたします。

【書類番号③】の議案書2ページをご覧ください。本案件は先ほどご説明しました、東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョンの実現を目指し、気軽にスポーツ等を楽しめる市民の憩いの場を提供するとともに、既存公園とのネットワーク化により、大和川河川敷と一体となったまちづくりを進めるため、東住吉区矢田5丁目地内の矢田教育の森公園の区域を約1.4ヘクタールから約1.6ヘクタールに変更するものであります。

次に、議案書5ページをご覧ください。黄色で塗ってある部分が今回、都市計画公園から削除される区域でございまして、また、赤く塗ってある部分が新たに追加される区域となっております。

本件につきまして、令和4年1月27日から2月10日にかけて都市計画案の縦覧を行いました。意見の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明がありました議第273号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

お願いいたします。

○加我委員 大阪府立大学の加我でございます。

既存の都市計画公園の変更ということで、少し教えていただきたいと思っております。

今回、ここで土地の有効利用を図るということで、一旦、土地の再配置を検討することは、非常に有効なことだと思っておりますが、公園の整備の今の予定で、開発事業予定者と管理者で検討中ということで整備内容が示されております。元々、矢田教育の森公園はどちらかというと樹林型の公園ですが、今回の新しい整備案を見ていますと、広場を中心とする公園になっていますが、そうした整備の内容の変更ということについて、公園利用者の方々、特に周辺住民の方々のニーズが重要になってこようかと思っております。こう

した広場を中心とするということについて、また、公園の位置の変更ということについて、地元はどのような意向なのか、わかっている範囲でお教えいただければと思います。

○橋爪会長 ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（藤川） ありがとうございます。幹事の藤川からお答えさせていただきます。

今、ご質問のございました公園整備計画案についてでございますが、今回の公園も区域に含まれます矢田南部地域のまちづくりに関しましては、さきほどのご説明にもありました、「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」に基づきましてまちづくりを進めてございまして、そのビジョンの策定に当たりましては、住民説明会やアンケート調査、パブリックコメント手続きなどを実施しまして、地元の意見をいただく機会を設けているというところでございます。

その際にいただいた意見としまして、公園に必要と感じる機能や役割としまして、「幼児や児童が十分遊べる公園施設が充実している」、また「休憩や休息できる施設が充実している」、「スポーツを楽しむことができる」といった意見をいただいております。それらを踏まえまして、このビジョンの中で「まちづくりの将来像」や「方針及び戦略」を定めております。また、土地利用ゾーニングとしまして、地域の西側を「にぎわいのゾーン」、東側を「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」とする同ビジョンを策定しているところでございます。

さらに、このビジョンに沿って策定しました、画面に出ております公園の整備計画案につきましては、昨年12月に東住吉区役所と事業者が住民説明会を開催し、地元の意見をいただく機会を設けてございまして、地元の意向を踏まえた内容になっていると考えているところでございます。

また、引き続き、整備内容の詳細につきましては、開発事業予定者と公共施設管理者が協議、調整を行いまして定めていくというふうに考えてございまして、以上でございます。

○加我委員 ありがとうございます。おそらく、既存の公園に対する周辺住民の方々の公園に対する愛着があったと思いますが、新たに公園をどう作っていくのかということについて、周辺住民の方々と十分に議論していただき、その過程を経て、公園を開設され、その後、運営管理されていく中で、新たな公園への愛着であったりだとか、公園を十分に利用されるということがあればいいと思いますので、引き続き、検討、協議をしていただいで進めていただければと思います。ありがとうございました。

○橋爪会長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議第273号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。では、議第273号議案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時17分

大阪市都市計画審議会委員 上 善 恒 雄

大阪市都市計画審議会委員 宮 脇 希